

🌸🌸🌸 よくある質問 🌸🌸🌸



🌸仕事を辞めました。引き続き学童保育所の利用はできますか？

求職中で3ヶ月間利用できます。「内容変更届」を提出してください。
その後、就職が決まれば「就労証明書」を提出してください。

🌸産前産後の利用はできますか？

出産予定日の前後2か月は利用できます。
すでに学童保育所に入所されている児童がいる場合は「内容変更届」が必要です。

🌸雇用期間が3ヶ月ずつですが、「就労証明書」は毎回必要ですか？

期間終了毎に必要です。
期間の終了月に「就労証明書（会社の証明）」をこども未来課または各学童保育所まで提出してください。

🌸月の途中から入所（退所）になりそうです。

途中からの入所（退所）は可能ですが、利用料等の日割りはできません。
1か月分の利用料等がかかります。



🌸今月は学童保育所を利用しなかったのですが…

学童利用日が0日であっても、中止届（退所）の提出がない限り
利用料等がかかります。

🌸学童保育所の利用を中止したいのですが…

退所の手続きが必要です。退所を希望する月末までに「利用中止届」を提出してください。
再び入所される場合は、利用希望月の前月10日※①までに申込用紙等を再提出してください。
再度入所の審査をさせていただきます。

【※① 10日が日祝日の場合は前倒しの日】

🌸体調が悪くて急遽学童保育所を休みたいのですが…

学童保育所へ電話してください。FAX番号も同じです。
留守番電話対応をしている時間帯もありますので、メッセージを残してください。

🌸🌸🌸 相談は 🌸🌸🌸

🌸学童保育所での悩みごとを相談したいのですが…

通っておられる学童保育所またはこども未来課までご相談ください。